平成２５年（フ）第３１６号
兵庫県姫路市野里慶雲寺前町11番20―203号、従前の住所兵庫県姫路市城北新町１丁目14番３号
破産者　梶浦　重泰
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１８号
和歌山県日高郡美浜町大字和田1138番地の94
破産者　畑　　英子
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２６年（フ）第１０７号
佐賀県多久市北多久町大字小侍749番地１
破産者　中原　良美
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４号
長崎県壱岐市石田町久喜触301番地
破産者　西口　淺治
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２６年（フ）第４５０号
熊本市北区龍田５丁目１番16号、前住所熊本市北区龍田５丁目４番124号
破産者　河原田敦志
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１５号
岩手県花巻市高木第７地割62番地、旧住所岩手県奥州市水沢区字桜屋敷西60番地14
破産者　藤澤　　悟
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第８２号
茨城県土浦市小山田２丁目57番地
破産者　小野里　靖
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１４０号
茨城県稲敷郡美浦村大字土屋1980番地156
破産者　沼尻　　祥
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２６０号
静岡県伊豆の国市古奈1201番地の１
破産者　井口　宜成
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２６１号
静岡県伊豆の国市古奈1201番地の１
破産者　井口八重子
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１９９号
愛知県豊田市田中町５丁目36番地31、前住所愛知県豊田市西田町大風９番地２
破産者　村上　末松
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第４４８号
京都市右京区西京極郡町53番地１　マンション竹の子107号
破産者　村上　陽子
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２１１号
兵庫県尼崎市大物町１―10―３フォンタルナウ201白鳥方、住民票上の住所兵庫県宝塚市中山桜台６丁目18番２―918号
破産者　仁　　和寿
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３６０号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番８―1007号
破産者　磯貝　雅世（旧姓藤井）
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１６９号
広島県福山市大門町１丁目15番３号
破産者　上原　憲昭
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第５９号
福岡県太宰府市五条２丁目11番15―203号、旧住所長崎県長崎市花丘町７番10号　ボンヌール花丘106号
破産者　波戸　博隆
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５２号
長崎県長崎市畝刈町1088番地１　サンビレッヂ畝刈607号
破産者　池口　睦美
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４９４号
大分市大字猪野924番地の３　サンシティ小池原201、開始決定時の住所大分県由布市挾間町東院1754番地87
破産者　瀬戸　健太
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２２４号
宮崎市本郷２丁目７番４号、前住所宮崎市青島２丁目１番33号
破産者　矢野　成昭
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係